



参考資料

- 1 計画作成の根拠法令（介護保険法、老人福祉法の関係条文抜粋）
- 2 第7期介護保険事業（支援）計画期間のサービス供給見込量
- 3 秋田県高齢者対策協議会委員名簿
- 4 秋田県高齢者対策協議会高齢者介護部会委員名簿
- 5 秋田県高齢者対策協議会設置要綱
- 6 用語の解説

1 計画作成の根拠法令(介護保険法、老人福祉法の関係条文抜粋)

■介護保険法（都道府県介護保険事業支援計画）

第118条 都道府県は、基本指針に即して、3年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 都道府県介護保険事業支援計画は、老人福祉法第20条の9第1項に規定する都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

6 都道府県介護保険事業支援計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項に規定する都道府県計画及び医療法第30条の4第1項に規定する医療計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

7 都道府県介護保険事業支援計画は、社会福祉法第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条第1項に規定する高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 (略)

■老人福祉法（都道府県老人福祉計画）

第20条の9 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（以下「都道府県老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 都道府県老人福祉計画は、介護保険法第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画と一体のものとして作成されなければならない。

6 都道府県老人福祉計画は、社会福祉法第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 (略)

2 第7期介護保険事業（支援）計画期間のサービス供給見込量

【介護予防訪問入浴介護】

(単位:千円、回、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	856	856	856	856
	回数	9	9	9	9
	人数	3	3	3	3
北秋田	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
能代・山本	給付費	97	97	97	97
	回数	1	1	1	1
	人数	1	1	1	1
秋田周辺	給付費	842	843	843	843
	回数	9	9	9	9
	人数	1	1	1	1
由利本荘・にかほ	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
大仙・仙北	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
横手	給付費	94	94	94	94
	回数	1	1	1	1
	人数	1	1	1	1
湯沢・雄勝	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
県計	給付費	1,889	1,890	1,890	1,890
	回数	20	20	20	20
	人数	6	6	6	6

【介護予防訪問看護】

(単位:千円、回、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	8,495	8,499	8,499	9,460
	回数	125	125	125	139
	人数	27	27	27	30
北秋田	給付費	7,598	7,601	8,110	8,619
	回数	91	91	98	104
	人数	17	17	18	19
能代・山本	給付費	13,921	15,130	16,858	26,388
	回数	297	321	357	552
	人数	36	35	35	39
秋田周辺	給付費	59,211	73,486	87,879	98,764
	回数	988	1,226	1,465	1,624
	人数	195	252	312	383
由利本荘・にかほ	給付費	4,987	4,990	5,397	5,397
	回数	57	57	63	63
	人数	10	10	11	11
大仙・仙北	給付費	1,214	1,218	1,552	1,776
	回数	22	22	28	32
	人数	6	6	7	6
横手	給付費	1,223	1,223	1,631	3,262
	回数	20	20	27	54
	人数	3	3	4	8
湯沢・雄勝	給付費	2,782	3,255	3,854	3,225
	回数	35	42	50	42
	人数	11	14	18	19
県計	給付費	99,431	115,402	133,780	156,891
	回数	1,635	1,905	2,213	2,610
	人数	305	364	432	515

2 第7期介護保険事業（支援）計画期間のサービス供給見込量

【介護予防訪問リハビリテーション】 (単位:千円、回、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	2,625	2,626	2,626	2,626
	回数	79	79	79	79
	人数	8	8	8	8
北秋田	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
能代・山本	給付費	70	70	70	70
	回数	5	5	5	5
	人数	1	1	1	1
秋田周辺	給付費	10,103	13,751	17,570	30,690
	回数	306	415	529	924
	人数	29	39	48	61
由利本荘・にかほ	給付費	488	488	488	488
	回数	15	15	15	15
	人数	2	2	2	2
大仙・仙北	給付費	8,999	11,619	13,110	17,878
	回数	272	351	396	540
	人数	34	39	44	50
横手	給付費	4,573	5,196	5,818	8,924
	回数	138	157	176	270
	人数	14	16	18	28
湯沢・雄勝	給付費	841	827	814	1,021
	回数	25	25	24	31
	人数	4	4	4	5
県計	給付費	27,699	34,577	40,496	61,697
	回数	839	1,046	1,223	1,862
	人数	92	109	125	155

【介護予防居宅療養管理指導】 (単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	431	535	638	895
	人数	5	6	7	10
北秋田	給付費	525	526	526	1,262
	人数	5	5	5	12
能代・山本	給付費	189	189	189	189
	人数	1	1	1	1
秋田周辺	給付費	4,263	4,896	5,585	7,020
	人数	44	50	57	71
由利本荘・にかほ	給付費	1,409	1,857	2,416	2,975
	人数	14	18	23	28
大仙・仙北	給付費	450	504	558	611
	人数	7	8	9	10
横手	給付費	846	1,094	1,341	2,577
	人数	7	9	11	21
湯沢・雄勝	給付費	1,082	1,147	1,227	1,211
	人数	17	17	18	18
県計	給付費	9,195	10,748	12,480	16,740
	人数	100	114	131	171

【介護予防通所リハビリテーション】

(単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	43,878	44,134	44,370	44,370
	人数	113	114	115	115
北秋田	給付費	15,154	16,097	19,172	19,645
	人数	36	38	45	46
能代・山本	給付費	17,231	17,002	17,465	18,391
	人数	45	44	45	47
秋田周辺	給付費	116,174	122,286	129,317	144,826
	人数	353	374	399	459
由利本荘・にかほ	給付費	15,619	15,876	16,378	18,482
	人数	40	41	43	49
大仙・仙北	給付費	52,299	56,881	61,439	68,257
	人数	160	175	190	210
横手	給付費	8,443	9,140	9,833	13,299
	人数	21	23	25	35
湯沢・雄勝	給付費	14,551	15,447	16,548	17,809
	人数	41	42	44	47
県計	給付費	283,349	296,863	314,522	345,079
	人数	809	851	906	1,008

【介護予防短期入所生活介護】

(単位:千円、回、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	10,065	10,069	10,069	10,069
	回数	139	139	139	139
	人数	25	25	25	25
北秋田	給付費	1,642	1,643	1,643	1,643
	回数	25	25	25	25
	人数	3	3	3	3
能代・山本	給付費	13,374	14,972	17,363	25,433
	回数	239	264	301	431
	人数	24	24	24	24
秋田周辺	給付費	42,723	45,241	47,432	61,623
	回数	653	684	710	867
	人数	79	81	82	80
由利本荘・にかほ	給付費	11,896	14,003	14,683	16,716
	回数	189	222	233	265
	人数	17	20	21	24
大仙・仙北	給付費	13,006	13,012	13,012	13,012
	回数	180	180	180	180
	人数	28	28	28	28
横手	給付費	5,547	6,256	6,963	10,498
	回数	79	89	99	151
	人数	15	17	19	29
湯沢・雄勝	給付費	7,099	7,290	6,656	7,874
	回数	97	100	91	108
	人数	15	15	13	13
県計	給付費	105,352	112,486	117,821	146,868
	回数	1,600	1,703	1,778	2,165
	人数	206	213	215	226

2 第7期介護保険事業（支援）計画期間のサービス供給見込量

【介護予防短期入所療養介護】 (単位:千円、回、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	822	822	822	822
	回数	7	7	7	7
	人数	2	2	2	2
北秋田	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
能代・山本	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
秋田周辺	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
由利本荘・にかほ	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
大仙・仙北	給付費	1,484	1,563	1,661	1,954
	回数	15	16	17	20
	人数	1	1	1	1
横手	給付費	474	474	474	474
	回数	5	5	5	5
	人数	2	2	2	2
湯沢・雄勝	給付費	1,137	1,048	958	1,197
	回数	11	11	10	12
	人数	3	3	3	4
県計	給付費	3,917	3,907	3,915	4,447
	回数	38	38	38	44
	人数	8	8	8	9

【介護予防福祉用具貸与】 (単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	29,330	30,472	31,562	33,636
	人数	534	555	575	614
北秋田	給付費	4,770	4,884	5,179	4,884
	人数	87	88	90	88
能代・山本	給付費	12,220	12,272	12,493	12,889
	人数	216	216	219	225
秋田周辺	給付費	103,838	110,458	117,636	141,320
	人数	1,229	1,308	1,394	1,681
由利本荘・にかほ	給付費	13,886	14,905	15,917	18,867
	人数	201	216	231	274
大仙・仙北	給付費	31,823	32,449	33,112	35,662
	人数	520	530	540	582
横手	給付費	13,998	15,001	15,918	16,897
	人数	253	271	287	304
湯沢・雄勝	給付費	11,583	12,346	12,866	13,919
	人数	177	190	199	216
県計	給付費	221,448	232,787	244,683	278,074
	人数	3,217	3,374	3,535	3,984

【特定介護予防福祉用具購入費】

(単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	4,386	4,647	4,908	4,908
	人数	15	16	17	17
北秋田	給付費	235	396	396	396
	人数	1	2	2	2
能代・山本	給付費	5,073	5,391	5,109	15,604
	人数	18	19	18	53
秋田周辺	給付費	5,828	4,359	3,238	3,600
	人数	20	15	11	12
由利本荘・にかほ	給付費	1,805	2,142	2,818	3,156
	人数	6	7	9	10
大仙・仙北	給付費	3,035	3,587	4,138	5,240
	人数	11	13	15	19
横手	給付費	2,081	2,081	2,081	2,081
	人数	7	7	7	7
湯沢・雄勝	給付費	2,418	3,170	4,387	5,448
	人数	10	13	18	22
県計	給付費	24,861	25,773	27,075	40,433
	人数	88	92	97	142

【介護予防住宅改修費】

(単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	8,747	9,729	11,692	12,674
	人数	9	10	12	13
北秋田	給付費	2,693	2,693	2,693	2,693
	人数	2	2	2	2
能代・山本	給付費	17,359	16,189	16,189	16,189
	人数	18	17	17	17
秋田周辺	給付費	23,738	15,608	14,680	13,472
	人数	24	16	15	14
由利本荘・にかほ	給付費	10,747	10,747	10,747	12,149
	人数	8	8	8	9
大仙・仙北	給付費	12,931	14,219	16,793	20,654
	人数	10	11	13	16
横手	給付費	7,286	7,286	7,286	7,286
	人数	7	7	7	7
湯沢・雄勝	給付費	12,889	14,583	14,583	17,971
	人数	8	9	9	11
県計	給付費	96,390	91,054	94,663	103,088
	人数	86	80	83	89

【介護予防特定施設入居者生活介護】

(単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	2,214	2,216	2,216	2,216
	人数	5	5	5	5
北秋田	給付費	3,424	3,426	3,426	3,426
	人数	4	4	4	4
能代・山本	給付費	12,999	13,643	14,281	20,231
	人数	18	19	20	29
秋田周辺	給付費	147,383	159,434	159,434	195,886
	人数	173	187	187	230
由利本荘・にかほ	給付費	6,702	6,705	6,705	6,705
	人数	7	7	7	7
大仙・仙北	給付費	20,157	20,166	20,166	26,020
	人数	31	31	31	40
横手	給付費	25,055	25,066	25,066	25,066
	人数	28	28	28	28
湯沢・雄勝	給付費	11,201	12,596	12,596	12,596
	人数	13	15	15	15
県計	給付費	229,135	243,252	243,890	292,146
	人数	279	296	297	358

2 第7期介護保険事業（支援）計画期間のサービス供給見込量

【介護予防認知症対応型通所介護】 (単位:千円、回、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	1,471	1,471	1,471	1,471
	回数	16	16	16	16
	人数	3	3	3	3
北秋田	給付費	4,339	4,341	4,341	4,341
	回数	45	45	45	45
	人数	6	6	6	6
能代・山本	給付費	416	416	416	416
	回数	4	4	4	4
	人数	1	1	1	1
秋田周辺	給付費	3,143	4,424	9,485	19,583
	回数	32	45	89	177
	人数	4	5	8	10
由利本荘・にかほ	給付費	1,206	1,207	1,733	1,733
	回数	12	12	18	18
	人数	2	2	3	3
大仙・仙北	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
横手	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
湯沢・雄勝	給付費	249	499	499	499
	回数	4	8	8	8
	人数	1	2	2	2
県計	給付費	10,824	12,358	17,945	28,043
	回数	113	130	180	268
	人数	17	19	23	25

【介護予防小規模多機能型居宅介護】 (単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	2,986	2,987	2,987	2,987
	人数	4	4	4	4
北秋田	給付費	862	862	862	862
	人数	1	1	1	1
能代・山本	給付費	18,783	27,382	21,376	35,000
	人数	23	35	26	43
秋田周辺	給付費	89,619	94,591	97,686	104,405
	人数	117	123	127	135
由利本荘・にかほ	給付費	7,407	9,763	11,761	14,613
	人数	12	16	20	25
大仙・仙北	給付費	37,128	39,867	42,033	51,926
	人数	59	60	60	70
横手	給付費	8,660	8,664	8,664	8,664
	人数	10	10	10	10
湯沢・雄勝	給付費	18,291	21,471	22,151	27,004
	人数	24	28	29	35
県計	給付費	183,736	205,587	207,520	245,461
	人数	250	277	277	323

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

(単位:千円、回、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	2,457	2,458	2,458	2,458
	人数	1	1	1	1
北秋田	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
能代・山本	給付費	2,578	2,579	2,579	2,579
	人数	1	1	1	1
秋田周辺	給付費	8,072	8,076	8,076	8,076
	人数	3	3	3	3
由利本荘・にかほ	給付費	9,683	9,687	12,109	12,109
	人数	4	4	5	5
大仙・仙北	給付費	10,597	13,252	15,902	21,203
	人数	4	5	6	8
横手	給付費	4,936	4,939	4,939	4,939
	人数	2	2	2	2
湯沢・雄勝	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
県計	給付費	38,323	40,991	46,063	51,364
	人数	15	16	18	20

【介護予防支援】

(単位:千円、回、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	52,130	53,957	55,125	60,807
	人数	985	1,019	1,041	1,148
北秋田	給付費	13,729	12,552	11,800	11,099
	人数	256	234	220	207
能代・山本	給付費	32,946	32,575	32,391	32,448
	人数	606	599	596	598
秋田周辺	給付費	189,767	194,507	198,734	208,437
	人数	3,511	3,597	3,675	3,854
由利本荘・にかほ	給付費	13,183	13,297	13,405	14,271
	人数	244	246	248	264
大仙・仙北	給付費	54,041	56,740	59,415	64,244
	人数	1,010	1,060	1,110	1,200
横手	給付費	15,286	15,508	15,669	15,188
	人数	286	290	293	284
湯沢・雄勝	給付費	28,615	28,481	28,379	27,473
	人数	530	527	525	508
県計	給付費	399,697	407,617	414,918	433,967
	人数	7,428	7,572	7,708	8,063

2 第7期介護保険事業（支援）計画期間のサービス供給見込量

【訪問介護】 (単位:千円、回、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	989,141	992,896	1,020,954	1,067,537
	回数	28,517	28,884	29,801	31,217
	人数	1,101	1,199	1,260	1,351
北 秋 田	給付費	357,990	387,496	423,852	441,518
	回数	10,077	10,895	11,922	12,472
	人数	445	460	477	468
能代・山本	給付費	858,451	924,907	976,034	1,127,193
	回数	25,122	27,069	28,582	32,919
	人数	923	994	1,065	1,170
秋田周辺	給付費	1,843,548	1,851,947	1,861,400	1,828,752
	回数	56,676	56,939	57,243	55,859
	人数	3,720	3,846	3,983	4,455
由利本荘・ にかほ	給付費	487,729	488,872	496,357	533,058
	回数	15,437	15,494	15,753	16,989
	人数	983	986	1,000	1,084
大仙・仙北	給付費	1,114,430	1,199,894	1,347,002	1,466,368
	回数	34,804	37,435	42,005	45,710
	人数	1,170	1,215	1,275	1,320
横 手	給付費	1,116,465	1,161,586	1,212,476	1,293,201
	回数	35,297	36,702	38,304	40,864
	人数	1,052	1,066	1,084	1,136
湯沢・雄勝	給付費	317,596	323,584	321,866	347,824
	回数	9,414	9,592	9,558	10,364
	人数	384	381	380	384
県 計	給付費	7,085,350	7,331,182	7,659,941	8,105,451
	回数	215,344	223,011	233,167	246,393
	人数	9,778	10,147	10,524	11,368

【訪問入浴介護】 (単位:千円、回、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	87,734	87,082	87,235	86,414
	回数	632	627	629	623
	人数	117	117	117	117
北 秋 田	給付費	52,485	55,354	57,761	53,999
	回数	368	388	405	379
	人数	74	75	76	59
能代・山本	給付費	48,459	49,809	50,749	63,629
	回数	352	362	370	459
	人数	77	79	81	82
秋田周辺	給付費	131,962	151,249	174,109	187,482
	回数	928	1,063	1,225	1,322
	人数	224	268	317	410
由利本荘・ にかほ	給付費	36,064	36,868	38,668	41,041
	回数	252	258	270	287
	人数	58	60	63	67
大仙・仙北	給付費	130,762	133,215	137,788	163,405
	回数	928	946	978	1,161
	人数	235	237	238	266
横 手	給付費	95,793	96,375	96,376	96,934
	回数	690	694	694	698
	人数	173	174	174	175
湯沢・雄勝	給付費	39,244	43,182	45,614	56,369
	回数	277	304	322	398
	人数	71	76	77	85
県 計	給付費	622,503	653,134	688,300	749,273
	回数	4,425	4,641	4,892	5,327
	人数	1,029	1,086	1,143	1,261

【訪問看護】 (単位:千円、回、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	86,181	91,615	110,296	110,471
	回数	1,249	1,332	1,618	1,638
	人数	199	213	238	244
北 秋 田	給付費	70,696	68,163	67,630	65,527
	回数	850	831	834	812
	人数	163	162	165	162
能代・山本	給付費	124,707	146,868	171,568	275,321
	回数	2,551	3,006	3,514	5,560
	人数	256	268	280	293
秋田周辺	給付費	465,379	533,950	613,310	822,052
	回数	6,989	8,037	9,252	12,392
	人数	1,083	1,227	1,389	1,729
由利本荘・にかほ	給付費	59,204	61,677	64,338	66,940
	回数	627	662	692	732
	人数	126	132	138	145
大仙・仙北	給付費	77,893	79,896	84,678	85,324
	回数	1,055	1,086	1,147	1,158
	人数	154	159	168	174
横 手	給付費	113,860	118,988	123,647	135,674
	回数	1,110	1,164	1,214	1,338
	人数	253	264	274	298
湯沢・雄勝	給付費	62,486	76,024	94,254	118,119
	回数	640	796	1,018	1,235
	人数	106	112	119	137
県 計	給付費	1,060,406	1,177,181	1,329,721	1,679,428
	回数	15,071	16,914	19,289	24,864
	人数	2,340	2,537	2,771	3,182

【訪問リハビリテーション】 (単位:千円、回、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	9,179	10,539	11,831	12,780
	回数	264	306	344	372
	人数	32	38	43	48
北 秋 田	給付費	562	562	562	562
	回数	16	16	16	16
	人数	1	1	1	1
能代・山本	給付費	8,716	13,149	15,380	35,182
	回数	259	390	455	1,048
	人数	14	15	15	16
秋田周辺	給付費	51,321	57,500	67,318	98,489
	回数	1,471	1,644	1,924	2,817
	人数	156	169	191	235
由利本荘・にかほ	給付費	10,950	13,404	15,837	17,549
	回数	332	406	479	531
	人数	37	45	53	59
大仙・仙北	給付費	39,492	42,566	42,906	53,432
	回数	1,153	1,240	1,250	1,550
	人数	100	109	110	115
横 手	給付費	40,590	42,274	43,939	52,267
	回数	1,194	1,243	1,292	1,537
	人数	120	125	130	155
湯沢・雄勝	給付費	9,490	10,935	12,316	16,260
	回数	278	320	361	477
	人数	31	37	44	51
県 計	給付費	170,300	190,929	210,089	286,521
	回数	4,967	5,564	6,120	8,347
	人数	491	539	587	680

2 第7期介護保険事業（支援）計画期間のサービス供給見込量

【居宅療養管理指導】 (単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	9,900	10,930	11,591	14,135
	人数	122	134	142	173
北秋田	給付費	3,297	3,359	3,418	4,084
	人数	35	36	37	42
能代・山本	給付費	5,230	5,417	6,172	6,649
	人数	53	54	61	67
秋田周辺	給付費	79,568	94,916	111,127	142,595
	人数	917	1,091	1,275	1,631
由利本荘・にかほ	給付費	9,932	10,694	11,884	13,194
	人数	112	120	133	148
大仙・仙北	給付費	13,536	13,524	13,507	13,981
	人数	161	161	161	165
横手	給付費	20,869	21,187	21,496	23,041
	人数	343	348	353	378
湯沢・雄勝	給付費	8,324	8,754	9,219	9,893
	人数	108	112	118	126
県計	給付費	150,656	168,781	188,414	227,572
	人数	1,851	2,056	2,280	2,730

【通所介護】 (単位:千円、回、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	1,312,248	1,332,975	1,346,464	1,403,548
	回数	13,681	13,876	14,015	14,553
	人数	1,720	1,744	1,768	1,829
北秋田	給付費	500,984	493,570	491,210	447,010
	回数	5,043	4,987	4,990	4,679
	人数	605	605	611	604
能代・山本	給付費	1,210,699	1,271,137	1,398,673	1,397,499
	回数	12,961	13,532	14,794	14,538
	人数	1,236	1,252	1,304	1,295
秋田周辺	給付費	2,589,965	2,596,400	2,639,002	2,979,240
	回数	28,236	28,444	29,073	33,001
	人数	3,425	3,455	3,517	3,959
由利本荘・にかほ	給付費	1,343,213	1,344,772	1,378,428	1,478,161
	回数	14,405	14,455	14,799	15,932
	人数	1,609	1,615	1,653	1,778
大仙・仙北	給付費	1,160,101	1,316,553	1,353,604	1,537,343
	回数	10,706	12,029	12,382	14,080
	人数	1,423	1,589	1,605	1,715
横手	給付費	865,801	877,651	889,114	929,691
	回数	8,926	9,034	9,143	9,554
	人数	1,187	1,202	1,217	1,272
湯沢・雄勝	給付費	387,329	366,862	349,047	387,105
	回数	4,101	3,901	3,731	4,106
	人数	603	565	528	526
県計	給付費	9,370,340	9,599,920	9,845,542	10,559,597
	回数	98,059	100,257	102,927	110,443
	人数	11,808	12,027	12,203	12,978

【通所リハビリテーション】

(単位:千円、回、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	367,053	377,392	385,646	401,986
	回数	3,348	3,457	3,527	3,655
	人数	424	432	440	454
北 秋 田	給付費	116,436	111,985	111,515	108,686
	回数	1,067	1,049	1,064	1,072
	人数	140	139	141	146
能代・山本	給付費	136,232	135,065	136,211	114,239
	回数	1,292	1,279	1,283	1,066
	人数	158	163	169	170
秋田周辺	給付費	986,679	1,015,537	1,047,976	1,181,986
	回数	9,384	9,647	9,929	11,141
	人数	1,239	1,269	1,303	1,452
由利本荘・ にかほ	給付費	189,483	190,523	196,943	211,042
	回数	1,776	1,783	1,835	1,977
	人数	216	217	223	238
大仙・仙北	給付費	213,407	215,419	217,949	221,812
	回数	2,296	2,330	2,372	2,373
	人数	370	389	409	430
横 手	給付費	245,075	249,159	253,133	273,006
	回数	2,154	2,187	2,219	2,381
	人数	321	326	331	356
湯沢・雄勝	給付費	133,474	138,574	142,179	145,363
	回数	1,219	1,259	1,291	1,310
	人数	170	171	171	172
県 計	給付費	2,387,839	2,433,654	2,491,552	2,658,120
	回数	22,537	22,991	23,519	24,974
	人数	3,038	3,106	3,187	3,418

【短期入所生活介護】

(単位:千円、回、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	1,588,546	1,489,001	1,497,379	1,489,110
	回数	16,594	15,610	15,718	15,652
	人数	1,021	971	976	966
北 秋 田	給付費	797,584	806,848	816,967	808,688
	回数	8,732	8,830	8,946	8,849
	人数	423	427	432	428
能代・山本	給付費	1,702,383	1,698,675	1,729,713	1,872,590
	回数	18,551	18,609	19,053	20,417
	人数	825	831	852	876
秋田周辺	給付費	7,876,667	8,106,588	8,329,093	9,498,833
	回数	85,463	88,078	90,691	104,227
	人数	3,839	3,861	3,881	3,920
由利本荘・ にかほ	給付費	2,420,552	2,484,909	2,622,115	2,789,074
	回数	26,163	26,919	28,446	30,476
	人数	1,216	1,250	1,317	1,407
大仙・仙北	給付費	2,376,994	2,400,164	2,411,825	2,455,545
	回数	22,921	23,116	23,228	23,652
	人数	890	890	880	880
横 手	給付費	1,617,610	1,625,530	1,632,726	1,668,706
	回数	17,031	17,107	17,184	17,565
	人数	1,054	1,059	1,064	1,089
湯沢・雄勝	給付費	766,201	786,724	798,382	869,782
	回数	8,243	8,511	8,694	9,479
	人数	543	544	541	544
県 計	給付費	19,146,537	19,398,439	19,838,200	21,452,328
	回数	203,697	206,780	211,959	230,316
	人数	9,811	9,833	9,943	10,110

2 第7期介護保険事業（支援）計画期間のサービス供給見込量

【短期入所療養介護（老健）】 (単位:千円、回、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	19,264	19,891	22,171	21,432
	回数	153	161	180	174
	人数	15	16	17	17
北 秋 田	給付費	15,235	15,242	15,242	15,242
	回数	135	135	135	135
	人数	11	11	11	11
能代・山本	給付費	2,141	1,655	1,241	936
	回数	16	13	10	8
	人数	4	5	5	1
秋田周辺	給付費	116,511	126,663	131,810	208,177
	回数	967	1,046	1,082	1,699
	人数	83	92	98	120
由利本荘・ にかほ	給付費	27,930	33,291	40,222	44,660
	回数	240	289	350	389
	人数	24	29	35	39
大仙・仙北	給付費	37,710	41,923	43,962	47,244
	回数	322	354	376	410
	人数	38	41	42	51
横 手	給付費	52,821	52,844	52,844	52,844
	回数	433	433	433	433
	人数	48	48	48	48
湯沢・雄勝	給付費	35,900	37,628	40,494	54,841
	回数	302	321	352	491
	人数	33	35	37	38
県 計	給付費	307,512	329,137	347,986	445,376
	回数	2,568	2,751	2,918	3,738
	人数	256	277	293	325

【短期入所療養介護（病院等）】 (単位:千円、回、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
北 秋 田	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
能代・山本	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
秋田周辺	給付費	2,630	2,631	2,631	4,433
	回数	20	20	20	38
	人数	1	1	1	2
由利本荘・ にかほ	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
大仙・仙北	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
横 手	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
湯沢・雄勝	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
県 計	給付費	2,630	2,631	2,631	4,433
	回数	20	20	20	38
	人数	1	1	1	2

【福祉用具貸与】

(単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	235,819	237,190	238,537	240,210
	人数	1,712	1,732	1,748	1,772
北秋田	給付費	95,072	95,317	96,094	95,234
	人数	635	637	643	639
能代・山本	給付費	133,438	135,931	139,205	144,308
	人数	1,040	1,069	1,106	1,133
秋田周辺	給付費	775,869	815,704	859,574	1,016,935
	人数	5,209	5,494	5,810	6,853
由利本荘・にかほ	給付費	242,303	242,531	253,113	274,973
	人数	1,775	1,797	1,875	2,071
大仙・仙北	給付費	344,625	357,825	367,063	389,128
	人数	2,232	2,321	2,396	2,520
横手	給付費	329,409	346,344	363,529	390,152
	人数	2,069	2,179	2,284	2,457
湯沢・雄勝	給付費	150,336	154,135	155,673	161,585
	人数	1,000	1,040	1,066	1,092
県計	給付費	2,306,871	2,384,977	2,472,788	2,712,525
	人数	15,672	16,269	16,928	18,537

【特定福祉用具購入費】

(単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	11,419	11,772	12,171	12,075
	人数	32	33	34	34
北秋田	給付費	6,411	6,411	6,673	6,673
	人数	23	23	24	24
能代・山本	給付費	6,828	7,087	7,639	12,180
	人数	26	27	29	47
秋田周辺	給付費	32,918	32,672	31,668	36,951
	人数	100	99	96	111
由利本荘・にかほ	給付費	11,057	11,279	11,929	13,286
	人数	33	34	36	40
大仙・仙北	給付費	14,936	15,279	15,966	18,098
	人数	39	40	42	47
横手	給付費	10,213	11,113	12,014	13,869
	人数	35	38	41	47
湯沢・雄勝	給付費	7,958	8,624	9,594	11,272
	人数	26	28	31	36
県計	給付費	101,740	104,237	107,654	124,404
	人数	314	322	333	386

【住宅改修費】

(単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	28,254	30,469	32,371	35,119
	人数	26	28	30	33
北秋田	給付費	4,709	4,709	4,709	5,589
	人数	5	5	5	6
能代・山本	給付費	18,233	19,322	19,322	20,103
	人数	18	19	19	20
秋田周辺	給付費	76,941	83,575	91,886	113,749
	人数	81	87	95	115
由利本荘・にかほ	給付費	37,352	38,948	47,026	58,849
	人数	29	30	36	45
大仙・仙北	給付費	27,877	33,319	39,534	58,491
	人数	20	23	27	39
横手	給付費	29,916	31,042	32,022	33,982
	人数	30	31	32	34
湯沢・雄勝	給付費	23,345	28,755	34,209	41,026
	人数	18	22	26	32
県計	給付費	246,627	270,139	301,079	366,908
	人数	227	245	270	324

2 第7期介護保険事業（支援）計画期間のサービス供給見込量

【特定施設入居者生活介護】

(単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	408,674	408,856	408,856	408,856
	人数	192	192	192	192
北秋田	給付費	120,420	120,474	120,474	119,218
	人数	57	57	57	56
能代・山本	給付費	276,515	293,383	311,144	364,976
	人数	130	136	144	168
秋田周辺	給付費	2,417,876	2,605,866	2,614,290	3,189,107
	人数	1,182	1,274	1,281	1,558
由利本荘・にかほ	給付費	183,680	183,762	183,762	183,762
	人数	78	78	78	78
大仙・仙北	給付費	476,028	477,220	480,992	525,641
	人数	246	246	246	267
横手	給付費	225,818	225,919	225,919	225,919
	人数	117	117	117	117
湯沢・雄勝	給付費	182,169	212,141	217,879	229,474
	人数	80	93	95	99
県計	給付費	4,291,180	4,527,621	4,563,316	5,246,953
	人数	2,082	2,193	2,210	2,535

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

(単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
北秋田	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
能代・山本	給付費	5,911	5,913	5,913	5,913
	人数	4	4	4	4
秋田周辺	給付費	220,931	331,082	331,920	491,323
	人数	146	216	217	321
由利本荘・にかほ	給付費	31,344	49,545	68,893	78,360
	人数	18	26	35	42
大仙・仙北	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
横手	給付費	117,461	120,138	130,697	183,490
	人数	51	53	58	83
湯沢・雄勝	給付費	4,707	37,702	37,702	71,282
	人数	2	17	17	30
県計	給付費	380,354	544,380	575,125	830,368
	人数	221	316	331	480

【夜間対応型訪問介護】

(単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
北秋田	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
能代・山本	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
秋田周辺	給付費	0	0	0	3,928
	人数	0	0	0	10
由利本荘・にかほ	給付費	3,527	3,529	3,529	3,529
	人数	10	10	10	10
大仙・仙北	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
横手	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
湯沢・雄勝	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
県計	給付費	3,527	3,529	3,529	7,457
	人数	10	10	10	20

【認知症対応型通所介護】

(単位:千円、回、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	154,217	154,285	157,241	154,539
	回数	1,298	1,298	1,315	1,288
	人数	128	128	128	125
北秋田	給付費	39,524	39,542	39,542	39,542
	回数	310	310	310	310
	人数	35	35	35	35
能代・山本	給付費	41,662	55,165	62,848	72,830
	回数	322	425	483	557
	人数	23	29	34	39
秋田周辺	給付費	102,066	100,523	110,994	163,394
	回数	812	824	912	1,305
	人数	77	69	72	80
由利本荘・にかほ	給付費	22,287	24,181	27,902	30,348
	回数	209	227	262	284
	人数	25	27	31	34
大仙・仙北	給付費	98,270	108,175	120,764	125,868
	回数	813	870	972	1,032
	人数	96	98	101	104
横手	給付費	58,988	61,611	65,178	67,775
	回数	445	464	491	509
	人数	47	49	52	54
湯沢・雄勝	給付費	7,751	15,382	15,478	21,432
	回数	107	206	208	283
	人数	10	23	23	35
県計	給付費	524,765	558,864	599,947	675,728
	回数	4,317	4,624	4,951	5,569
	人数	441	458	476	506

【小規模多機能型居宅介護】

(単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	241,525	250,738	296,261	296,261
	人数	112	116	136	136
北秋田	給付費	95,010	95,053	95,053	95,053
	人数	41	41	41	41
能代・山本	給付費	316,864	332,696	423,004	378,419
	人数	126	131	165	150
秋田周辺	給付費	1,592,774	1,656,924	1,718,296	1,833,275
	人数	684	711	737	787
由利本荘・にかほ	給付費	234,455	336,907	442,915	642,982
	人数	102	143	184	268
大仙・仙北	給付費	559,619	535,774	539,690	594,094
	人数	368	338	338	357
横手	給付費	146,490	154,286	166,873	187,939
	人数	62	65	70	78
湯沢・雄勝	給付費	314,619	345,879	338,910	365,302
	人数	146	160	157	170
県計	給付費	3,501,356	3,708,257	4,021,002	4,393,325
	人数	1,641	1,705	1,828	1,987

2 第7期介護保険事業（支援）計画期間のサービス供給見込量

【認知症対応型共同生活介護】 (単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	1,105,732	1,106,502	1,180,631	1,180,631
	人数	381	381	407	407
北秋田	給付費	401,917	402,096	402,096	402,096
	人数	135	135	135	135
能代・山本	給付費	1,299,656	1,303,318	1,314,487	1,398,751
	人数	436	437	440	468
秋田周辺	給付費	1,887,521	1,982,947	2,071,097	2,247,809
	人数	621	652	681	739
由利本荘・にかほ	給付費	624,971	731,512	755,054	755,054
	人数	212	248	256	256
大仙・仙北	給付費	1,526,079	1,549,173	1,571,584	1,692,045
	人数	545	553	561	604
横手	給付費	741,642	741,974	741,974	741,974
	人数	250	250	250	250
湯沢・雄勝	給付費	408,721	439,459	449,218	499,005
	人数	133	143	146	162
県計	給付費	7,996,239	8,256,981	8,486,141	8,917,365
	人数	2,713	2,799	2,876	3,021

【地域密着型特定施設入居者生活介護】 (単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	178,411	250,003	250,003	250,003
	人数	77	101	101	101
北秋田	給付費	63,877	63,905	63,905	63,905
	人数	29	29	29	29
能代・山本	給付費	20,117	20,126	20,126	20,126
	人数	11	11	11	11
秋田周辺	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
由利本荘・にかほ	給付費	0	67,291	67,291	67,291
	人数	0	29	29	29
大仙・仙北	給付費	273,814	279,388	282,689	353,170
	人数	121	121	121	150
横手	給付費	67,482	67,512	67,512	67,512
	人数	29	29	29	29
湯沢・雄勝	給付費	18,096	0	0	0
	人数	8	0	0	0
県計	給付費	621,797	748,225	751,526	822,007
	人数	275	320	320	349

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】 (単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	280,039	280,165	280,165	365,851
	人数	87	87	87	116
北秋田	給付費	210,216	210,311	210,311	210,311
	人数	69	69	69	69
能代・山本	給付費	169,320	169,396	169,396	177,721
	人数	58	58	58	62
秋田周辺	給付費	875,117	875,735	969,002	1,056,394
	人数	288	288	317	346
由利本荘・にかほ	給付費	177,955	267,110	267,110	267,110
	人数	58	87	87	87
大仙・仙北	給付費	89,231	92,080	185,873	187,585
	人数	29	29	58	58
横手	給付費	426,766	426,957	426,957	426,957
	人数	136	136	136	136
湯沢・雄勝	給付費	407,978	355,152	355,152	451,341
	人数	125	109	109	138
県計	給付費	2,636,622	2,676,906	2,863,966	3,143,270
	人数	850	863	921	1,012

【看護小規模多機能型居宅介護】

(単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
北秋田	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
能代・山本	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
秋田周辺	給付費	73,332	146,730	146,730	220,095
	人数	29	58	58	87
由利本荘・にかほ	給付費	67,982	80,059	94,827	102,542
	人数	23	27	31	33
大仙・仙北	給付費	193,791	252,155	266,709	361,517
	人数	58	116	116	145
横手	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
湯沢・雄勝	給付費	15,571	0	0	0
	人数	9	0	0	0
県計	給付費	350,676	478,944	508,266	684,154
	人数	119	201	205	265

【地域密着型通所介護】

(単位:千円、回、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	271,718	271,840	309,043	312,171
	回数	2,684	2,684	3,020	3,065
	人数	287	287	323	328
北秋田	給付費	85,475	85,514	85,514	85,514
	回数	801	801	801	801
	人数	89	89	89	89
能代・山本	給付費	222,417	234,319	253,008	307,490
	回数	2,234	2,340	2,514	2,964
	人数	250	258	272	280
秋田周辺	給付費	1,115,945	1,197,121	1,254,515	1,293,953
	回数	12,027	13,077	13,946	14,643
	人数	1,517	1,730	1,962	2,374
由利本荘・にかほ	給付費	278,729	306,072	336,313	422,696
	回数	2,790	3,080	3,391	4,261
	人数	293	318	344	394
大仙・仙北	給付費	439,448	548,752	662,692	832,780
	回数	4,494	5,480	6,540	8,220
	人数	727	794	881	1,010
横手	給付費	420,236	436,268	457,599	534,138
	回数	4,381	4,551	4,773	5,580
	人数	638	664	697	816
湯沢・雄勝	給付費	164,411	183,914	206,594	263,549
	回数	1,681	1,876	2,087	2,696
	人数	242	255	268	283
県計	給付費	2,998,379	3,263,800	3,565,278	4,052,291
	回数	31,091	33,888	37,071	42,229
	人数	4,043	4,395	4,836	5,574

2 第7期介護保険事業（支援）計画期間のサービス供給見込量

【介護老人福祉施設】 (単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	2,728,495	2,872,900	2,878,991	2,907,956
	人数	900	945	947	955
北秋田	給付費	1,184,218	1,195,093	1,216,276	1,195,335
	人数	414	418	426	418
能代・山本	給付費	1,724,122	1,725,538	1,739,484	1,810,403
	人数	598	598	603	644
秋田周辺	給付費	5,809,773	5,831,545	6,144,903	6,143,988
	人数	1,992	1,999	2,109	2,107
由利本荘・にかほ	給付費	2,941,034	2,942,350	2,942,350	2,942,350
	人数	982	982	982	982
大仙・仙北	給付費	3,322,751	3,556,057	3,585,163	3,724,454
	人数	1,193	1,193	1,203	1,253
横手	給付費	1,829,218	1,834,717	1,837,339	1,843,283
	人数	628	628	628	628
湯沢・雄勝	給付費	1,328,838	1,402,663	1,402,042	1,430,352
	人数	467	493	493	504
県計	給付費	20,868,449	21,360,863	21,746,548	21,998,121
	人数	7,174	7,256	7,391	7,491

【介護老人保健施設】 (単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	1,766,765	1,781,872	1,797,166	1,797,166
	人数	554	559	564	564
北秋田	給付費	696,050	696,362	699,644	696,362
	人数	222	222	223	222
能代・山本	給付費	1,214,306	1,221,630	1,229,729	1,449,702
	人数	401	403	406	479
秋田周辺	給付費	6,352,500	6,378,752	6,421,218	6,380,058
	人数	1,993	2,001	2,015	2,004
由利本荘・にかほ	給付費	1,505,568	1,506,242	1,506,242	1,506,242
	人数	470	470	470	470
大仙・仙北	給付費	2,152,482	2,176,818	2,176,818	2,176,818
	人数	674	674	674	674
横手	給付費	1,295,761	1,296,341	1,296,341	1,296,341
	人数	400	400	400	400
湯沢・雄勝	給付費	1,443,686	1,444,667	1,445,932	1,417,069
	人数	449	450	450	442
県計	給付費	16,427,118	16,502,684	16,573,090	16,719,758
	人数	5,163	5,179	5,202	5,255

【介護医療院】 (単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	0	141,159	141,159	1,108,435
	人数	0	35	35	274
北秋田	給付費	4,397	4,397	4,397	60,126
	人数	1	1	1	15
能代・山本	給付費	33,859	33,859	33,859	516,225
	人数	8	8	8	128
秋田周辺	給付費	0	0	0	8,698
	人数	0	0	0	2
由利本荘・にかほ	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
大仙・仙北	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
横手	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
湯沢・雄勝	給付費	0	0	28,422	28,422
	人数	0	0	10	10
県計	給付費	38,256	179,415	207,837	1,721,906
	人数	9	44	54	429

【介護療養型医療施設】

(単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	1,107,939	967,276	971,277	
	人数	274	239	240	
北秋田	給付費	44,241	44,261	44,261	
	人数	11	11	11	
能代・山本	給付費	423,522	423,712	423,712	
	人数	105	105	105	
秋田周辺	給付費	12,879	12,885	12,885	
	人数	3	3	3	
由利本荘・にかほ	給付費	0	0	0	
	人数	0	0	0	
大仙・仙北	給付費	0	0	0	
	人数	0	0	0	
横手	給付費	0	0	0	
	人数	0	0	0	
湯沢・雄勝	給付費	28,409	28,422	0	
	人数	10	10	0	
県計	給付費	1,616,990	1,476,556	1,452,135	
	人数	403	368	359	

【居宅介護支援】

(単位:千円、人)

圏域	区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
大館・鹿角	給付費	656,838	669,457	682,488	716,558
	人数	3,597	3,675	3,750	3,926
北秋田	給付費	290,478	290,463	294,056	289,923
	人数	1,441	1,446	1,469	1,467
能代・山本	給付費	479,546	485,387	494,724	496,947
	人数	2,760	2,799	2,861	2,897
秋田周辺	給付費	2,068,835	2,178,675	2,297,208	2,698,394
	人数	11,760	12,371	13,039	15,240
由利本荘・にかほ	給付費	698,090	699,971	707,592	745,135
	人数	3,708	3,714	3,751	3,942
大仙・仙北	給付費	811,042	819,035	837,840	873,734
	人数	4,335	4,375	4,480	4,680
横手	給付費	692,508	703,899	719,753	743,072
	人数	3,678	3,735	3,816	3,942
湯沢・雄勝	給付費	275,488	276,142	276,595	267,101
	人数	1,556	1,572	1,582	1,537
県計	給付費	5,972,825	6,123,029	6,310,256	6,830,864
	人数	32,835	33,687	34,748	37,631

※ 給付費:年間累計の金額

回(日)数:1月当たりの数

人数:1月当たりの利用者数

※ 圏域毎に四捨五入しているため、合計とは必ずしも一致しない。

3 秋田県高齢者対策協議会委員名簿

	氏名	所属団体	備考
1	浅利 和磨	秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会	
2	石沢 真貴	国立大学法人 秋田大学	
3	稲庭 千弥子	秋田県介護老人保健施設連絡協議会	
4	上田 瑞枝	秋田県ホームヘルパー協議会	
5	門脇 琢也	社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会	
6	萱森 真雄	秋田県老人福祉施設協議会	副会長
7	小玉 喜久子	秋田県地域婦人団体連絡協議会	
8	佐藤 伸幸	日本労働組合総連合会秋田県連合会	
9	佐藤 道子	公益社団法人 秋田県看護協会	
10	津谷 永光	秋田県市長会	
11	仲村 盛吉	公益財団法人 秋田県老人クラブ連合会	
12	西成 忍	一般社団法人 秋田県医師会	会長
13	畠山 桂郎	一般社団法人 秋田県歯科医師会	
14	古谷 勝	秋田県国民健康保険団体連合会	
15	松田 知己	秋田県町村会	
16	森川 和夫	一般社団法人 秋田県薬剤師会	

(五十音順)

4 秋田県高齢者対策協議会高齢者介護部会委員名簿

	氏名	所属団体	備考	
委員	1	浅利 和磨	秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会	
	2	稲庭 千弥子	秋田県介護老人保健施設連絡協議会	
	3	上田 瑞枝	秋田県ホームヘルパー協議会	
	4	萱森 真雄	秋田県老人福祉施設協議会	副部会長
	5	佐藤 道子	公益社団法人 秋田県看護協会	
	6	西成 忍	一般社団法人 秋田県医師会	部会長
	7	畠山 桂郎	一般社団法人 秋田県歯科医師会	
	8	森川 和夫	一般社団法人 秋田県薬剤師会	
専門委員	1	嵯峨 之博	秋田市福祉保健部介護保険課	
	2	菅原 慶勇	公益社団法人 秋田県理学療法士会	
	3	鈴木 和賀子	一般社団法人 秋田県介護福祉士会	
	4	高橋 祐策	秋田県認知症グループホーム連絡協議会	
	5	津軽谷 恵	一般社団法人 秋田県作業療法士会	
	6	福本 雅治	特定非営利活動法人 秋田県介護支援専門員協会	
	7	和田 士郎	一般社団法人 秋田県社会福祉士会	

(五十音順)

5 秋田県高齢者対策協議会設置要綱

（設置）

第1条 秋田県に秋田県高齢者対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、高齢者に関する保健・医療・福祉等の各種サービスの総合的推進及び社会参加等に
関わる事項を審議することを目的とする。

（組織及び任期）

第3条 協議会は委員20名以内で構成する。

- 2 協議会の委員は、県市長会、町村会の代表者、医療・保健・福祉等の関係団体の代表者及び学識経験者その他必要と認められた者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任されることがある。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、協議会の委員のうちから知事が指名する。
- 3 会長は協議会の事務を掌理する。
- 4 副会長は、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（部会）

第5条 協議会に、介護保険制度の運営に関する協議を行う高齢者介護部会その他の部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び専門委員合わせて15名以内で構成する。
- 3 部会に属すべき委員は会長が指名し、専門委員は知事が任命する。

（部会長及び副部会長）

第6条 部会に部会長及び副部会長を置き、会長が指名する。

- 2 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 3 副部会長は、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会及び部会は、知事が招集する。

- 2 協議会の議長は会長が、部会の議長は部会長が務める。

（事務局）

第8条 協議会の事務局は県健康福祉部長寿社会課内に置く。

- 2 協議会の事務局に、幹事若干名を置き、県健康福祉部内の職員をもって充てる。

5 秋田県高齢者対策協議会設置要綱

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、昭和63年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年6月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

2 この要綱の委員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成12年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成17年2月28日から施行する。

2 この要綱の委員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成18年3月31日までとする。

附則

1 この要綱は、平成18年12月28日から施行する。

2 この要綱の委員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成20年3月31日までとする。

附則

1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

2 この要綱の委員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成22年3月31日までとする。

附則

1 この要綱は、平成22年5月28日から施行する。

2 この要綱の委員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成24年3月31日までとする。

附則

1 この要綱は、平成24年4月4日から施行する。

2 この要綱の委員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成26年3月31日までとする。

附則

1 この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

2 この要綱の委員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成28年3月31日までとする。

附則

1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

2 この要綱の委員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成30年3月31日までとする。

あ行

■ 悪質商法

一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたものをいいます。

■ 一般介護予防事業

総合事業のうち、元気な高齢者を含む全ての高齢者を対象とした介護予防に関する事業で、従来実施していた介護予防事業を見直したものです。

住民運営の集いの場の充実や、リハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取組を推進します。

■ オーラルフレイル

加齢に伴う口腔機能の軽微な低下や、それによる食の偏りなどを含む、身体の衰え(フレイル)の一つです。

健康と機能障害との中間にあり、可逆的であることが大きな特徴の一つです。

滑舌低下、食べこぼし、僅かなむせや、噛めない食品の増加など、些細な症状を見逃さず、早めに気づき適切な対応をすることで、より健康に近づきます。

か行

■ 介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、これまで介護療養型医療施設が担ってきた「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能とともに、「生活施設」の機能を兼ね備えた介護保険施設として、平成30年4月から創設されています。

■ 介護サービス計画(ケアプラン)

要介護者等や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議での専門家の協議で作成される、利用者のニーズと生活上の課題解決のための具体的なサービス計画のことです。

■ 介護サービス情報の公表

利用者が介護サービス事業所を適切に選ぶための情報を提供する仕組みとして平成18年度から導入された制度です。

■ 介護支援専門員

ケアマネジャーともいいます。

要介護者又は要支援者からの相談に応じ、要介護者又は要支援者がその心身の状況に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行います。

■ 介護認定審査会

要介護認定・要支援認定の審査判定業務を行うために市町村が設置する機関です。

■ 介護福祉士

専門的な知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある人に入浴、排泄、食事その他の介護を行い、また家族介護者等に介護に関する指導を行う人をいいます。

■ 介護保険施設

介護保険法で、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の3施設が規定されているほか、平成30年度からは新たに介護医療院が加わっています。

■ 介護予防サービス

軽度者(要支援1、2の方)を対象に、常時介護を要する状態の軽減や重度化防止(介護予防)を目的として提供されるサービスです。

具体的には、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売をいいます。

■ 介護予防支援

要支援者であって居宅において支援を受ける人(居宅要支援者)が介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等、介護予防に資する保健・医療・福祉サービスなどを適切に利用できるよう、居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境、要支援者や家族の希望を勘案して、介護予防サービス計画を作成するとともに、その介護予防サービス計画に基づき指定介護予防サービス事業者などと連絡調整を行うなどの支援を行うことです。

■ 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

要支援者の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来介護予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、市町村が地域の実情に応じて実施する地域支援事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限生かしつつ、既存介護保険事業所のほか、NPO やボランティア等による多様なサービスを総合的に提供する仕組みとして位置づけられたものです。

■ 介護療養型医療施設

長期にわたり療養を必要とする要介護者が入院し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、世話及び機能訓練、その他必要な医療等の介護サービスを受ける施設です。

2023年度末で廃止されます。

■ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、在宅生活が困難な原則として要介護3以上の人が入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話等の介護サービスを受ける施設です。

■ 介護老人保健施設

病状安定期にあり、入院治療する必要はないものの、リハビリテーション、看護・医学的管理下における介護を必要とする要介護者が入所し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話等の介護サービスを受ける施設です。

■ 看護小規模多機能型居宅介護

訪問、通い、泊まりを組み合わせた小規模多機能に訪問看護を加えた介護サービスです。

■ 鑑別診断

認知症の有無、原因疾患、重症度などを見極めるための診察を行うことをいいます。

■ キャラバンメイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」において講師役を務める人です。

6 用語の解説

■ 共生型サービス

地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、介護保険法上の、通所介護、地域密着型通所介護、訪問介護、(介護予防)短期入所生活介護に関し、障害福祉制度の基準を満たしていれば、基本的に介護保険法上(共生型)の指定を受けられるよう別途基準が設けられているサービスです。

■ 居宅介護支援

介護保険サービスの利用に当たり、高齢者が在宅で自立した生活を送れるよう、利用者の心身の状況・環境、本人や家族の希望等を踏まえ、介護サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、利用者に必要なサービスを提供するため事業者等と連絡調整等を行うことをいいます。

この業務を行うのがケアマネジャー(介護支援専門員)です。

■ 居宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売をいいます。

■ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導(かかりつけ医による医学的管理、かかりつけ歯科医による口腔管理、訪問薬剤管理指導等)を行う介護サービスです。

■ グループホーム

「認知症対応型共同生活介護」参照

■ ケアマネジメント

利用者の望ましい生活を実現するため、主に介護分野において、介護や福祉、医療サービスなどの地域にある社会資源を統合して利用に結び付けていく過程です。

対象者が自己決定できるよう側面から支援しながら、対象者の自立支援と生活の質を向上させることを目的としています。

■ 軽費老人ホーム(ケアハウス)

家庭環境・住宅環境などの理由で、自宅での生活が困難な高齢者が入所できる施設で、給食サービスのあるA型、自炊を原則とするB型、居宅として全個室で住むケアハウスの3種類があります。

介護保険法では軽費老人ホームの居室は居宅とみなされ、入所者が要介護等に該当すれば訪問介護等の居宅サービスが受けられます。

■ 言語聴覚士

医療専門職、保健・福祉専門職、心理専門職等と連携し、言葉によるコミュニケーションに問題がある方に専門的サービスを提供し、自分らしい生活を構築できるよう支援する専門職です。

また、摂食・嚥下の問題にも専門的に対応します。

■ 後期高齢者

世界保健機関(WHO)では、65歳以上を高齢者と定義し、65歳以上75歳未満を前期高齢者、75歳以上を後期高齢者と区分しています。

日本では、「高齢者の医療の確保に関する法律」で、65歳以上75歳未満を前期高齢者、75歳以上を後期高齢者と規定しています。

■ 行動・心理症状

認知症による物忘れや判断力の低下等、脳機能の低下を直接示す症状に伴い、うつ状態や妄想のような精神症状や、日常生活への適応を困難にする行動上の問題が起こる症状で、BPSDともいいます。

■ 高齢化率

65歳以上人口が総人口に占める割合です。

国連では、7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、20%を超えると超高齢社会としています。

■ 高齢者安全・安心アドバイザー

専門的に高齢者宅を訪問して交通安全・防犯指導を行う人です。

■ 高齢者総合相談・生活支援センター

県が設置した、高齢者やその家族からの相談の総合窓口にあたる高齢者総合相談センターと、介護知識や技術の普及・啓発を目的とした介護実習・普及センターの機能を統合し、平成24年度に設置した相談支援センターです。

■ 国立社会保障・人口問題研究所

昭和14年に設立された厚生省人口問題研究所と、特殊法人社会保障研究所が平成8年に統合し設立された厚生労働省の施設等機関です。

■ コミュニティソーシャルワーカー

支援を必要とする人に、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりする活動を行う人です。

さ行

■ サービス付き高齢者向け住宅

安否確認や生活相談のサービス提供が義務づけられた高齢者向け賃貸住宅のことです。

■ 災害時要援護高齢者

災害時に、情報の入手が困難であり、また、身体的条件等から自力で避難することが困難な高齢者をいいます。

■ 在宅医療支援病院(診療所)

在宅医療を求める人に対し、電話や訪問での診療を24時間対応できる体制を整えた病院のことをいいます。

■ 在宅(老人)介護支援センター

在宅の要援護高齢者、要援護となるおそれのある高齢者やその家族等に対して、在宅介護等に関する総合的な相談に応じるとともに、高齢者やその家族等のニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるように連絡調整等を行います。

■ 在宅福祉相談員

一人暮らし高齢者等の要援護者の把握や、近隣住民、民生委員などによる見守り活動などの小地域ネットワーク活動の調整役としての役割を担う人です。

■ 作業療法士

医師の指示の下に、作業療法を行う人です。

作業療法とは、身体又は精神に障害のある人に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工芸その他の作業を行わせることです。

6 用語の解説

■ 施設介護

心身の障害により日常生活を営むのに、一定期間にわたり継続して介護を要すると見込まれる状態にある高齢者や障害者に対して施設において行うものです。

■ 指定居宅サービス

指定居宅サービス事業者により行われる居宅サービスをいいます。

■ 指定居宅サービス事業者

厚生労働省令に基づき、都道府県条例でサービス種類ごとに定められている指定居宅サービスの人員・設備・運営に関する基準に基づき、都道府県知事が指定する事業所を運営する居宅サービス事業者をいいます。

■ 社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う人をいいます。

■ 社会保険労務士

労働・社会保険の問題の専門家として、書類等の作成代行、書類等の提出代行、個別労働関係紛争の解決手続の代理、労務管理や労働保険・社会保険に関する相談等を行う人をいいます。

■ 住宅改修

在宅で自立した生活を支援するために必要な住宅改修工事の費用を対象としており、法定の上限額のもと工事費の9割が支給されます。

住宅改修の種類は、手すりの取付け、段差の解消等小規模な改修です。

■ 主治医

ある患者の診療を長期的、かつ主体的に担当する医師です。

要介護認定においては、主治医の意見書が必要とされています。

■ 主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)

包括的・継続的マネジメントを担う人材として、一定年数以上の業務経験者が主任介護支援専門員研修を受講し、修了証明書の交付を受けます。

主任ケアマネジャーは、地域包括支援センターにおいて、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例に関する指導・助言を行うほか、居宅介護支援事務所内においては、所属のケアマネジャーに対し、スーパーバイズ(指導・監督)を実施し、継続的なマネジメントの後方支援の役割を担います。

■ 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供し、在宅での生活の継続を支援するサービスです。

■ 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進するため、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす役割を担う人です。

■ 生活支援サービス

高齢者等が地域での生活を継続するために必要な多様な生活支援ニーズに対応した支援を行うサービスです。

■ 生産年齢人口

年齢別人口のうち、生産活動の中核をなす人口層で、15歳から64歳までの人口のことをいいます。

■ 成年(市民)後見制度

認知症高齢者等の判断能力が不十分な人を支援し、その人の権利を守るため、代理権等が付与された成年後見人等が、財産管理や身上監護(医療契約、住居に関する契約、介護契約)を行う制度です。

家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と、判断能力が不十分な状況になったときに備えて、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。

市民後見制度は、一般市民が後見人として介護関係の申請手続き等を中心に行う制度です。

■ 前期高齢者

「後期高齢者」参照

■ 全国健康福祉祭(愛称=ねんりんピック)

高齢者を中心とするスポーツ・文化活動・健康・福祉などに関する総合的なイベントであり、毎年秋に各都道府県、政令指定都市の代表選手が日々の成果を披露し、交流を深める全国規模の大会です。

本県では平成29年に全国健康福祉祭あきた大会(ねんりんピック秋田2017)を開催しました。

た行

■ 第1号被保険者

市町村の区域内に住所を有する65歳以上の高齢者をいいます。

■ タイスコード(TAISコード)

福祉用具貸与価格を把握するための商品コードです。平成29年10月サービス提供分以降の保険請求には、TAISコード又は福祉用具届出コードいずれかが必要となっています。

なお、福祉用具届出コードの受付は既に終了しており、今後はTAISコードのみの取得となります。

■ 第2号被保険者

市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいいます。

■ 短期入所生活介護(ショートステイ)

要介護者が当該施設に短期間滞在し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話や機能訓練を受ける介護サービスです。

専用の施設と特別養護老人ホームの空床利用型があります。

■ 短期入所療養介護(ショートステイ)

要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間滞在し、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の医療及び日常生活上の世話等を受ける介護サービスです。

■ 地域ケア会議

多職種協働で高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のことです。

■ 地域支援事業

「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」と、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備からなる「包括的支援事業」、介護給付費適正化事業、家族介護支援事業等の「任意事業」からなります。

■ 地域安全ネットワーク

警察、町内会、既存のボランティア団体、自治体、学校等と連携を強化し、自主的な地域安全活動を行うためのネットワーク体制のことをいいます。

6 用語の解説

■ 地域包括ケアシステム

住み慣れた地域において、支援が必要な高齢者等が自立した生活を送ることができるよう、住民参加により地域社会全体で支える仕組みです。

■ 地域包括支援センター

公正・中立な立場から、地域における①介護予防ケアマネジメント ②総合相談・支援 ③権利擁護 ④包括的・継続的マネジメントを担う中核機関として創設されたものです。

設置・運営は原則として市町村で行い、委託して設置することも可能とされています。職員体制は、保健師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士等が配置されます。

■ 地域密着型介護予防サービス

介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護をいいます。

■ 地域密着型介護老人福祉施設

老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が29人以下であるものに限る)で、原則要介護3以上の要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的としています。

■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者が、介護サービス計画(ケアプラン)に基づいて受けるサービスをいいます。

■ 地域密着型サービス

要支援・要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、平成18年4月に創設された介護サービスです。

市町村がサービス事業者の指定・指導監督権限を有し、原則として、当該市町村の被保険者のみがサービスを利用します。

サービスの種類は、①夜間対応型訪問介護 ②認知症対応型通所介護 ③小規模多機能型居宅介護 ④認知症高齢者グループホーム ⑤小規模(定員30人未満)介護専用型特定施設 ⑥小規模(定員30人未満)介護老人福祉施設 ⑦定期巡回・随時対応 ⑧看護小規模多機能型居宅介護 ⑨地域密着型通所介護(定員18人以下)があります。

また、認知症高齢者グループホームなどの施設・居住系サービスについては、市町村ごとに必要整備量を定め、これを超える場合には、市町村は指定拒否ができる他、地域の実情に応じた弾力的な基準・報酬設定が可能となっています。

■ 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の特定施設で、その入居者が要介護者、その配偶者等に限られるもの(介護専用型特定施設)のうち、入居定員が29人以下のものに入居している要介護者に、介護サービス計画(ケアプラン)に基づき行われるサービスをいいます。

■ 通所介護(デイサービス)

送迎を受けるなどしてデイサービスセンターに通い、入浴、食事の提供その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受ける介護サービスです。

■ 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関等に通り、心身機能の維持回復、日常生活の自立援助のための理学療法・作業療法等のリハビリテーションを受ける介護サービスです。

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携し、定期巡回訪問と随時の対応を受ける介護サービスです。

■ 特殊詐欺

オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺等の振り込め詐欺に加え、金融商品等取引名目の詐欺、ギャンブル必勝法情報提供名目の詐欺、異性との交際あっせん名目の詐欺などの総称です。

■ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、ケアハウス等で、要介護者等が一定の介護サービス計画(ケアプラン)に基づいて入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等、療養上の世話等を受ける介護サービスです。

■ 特定(介護予防)福祉用具販売

居宅サービス(介護予防サービス)の一つです。要介護(要支援者)であって、居宅において介護(支援)を受ける人について福祉用具のうち入浴又は排泄の用に供するもの等の販売をいいます。

な行

■ 二次保健医療圏

日常生活圏で、入院を中心とする医療サービスと広域的・専門的な保健医療サービスを提供するための圏域で、医療法の規定に基づき設定する区域です。

■ 二次予防事業対象者

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者をいいます。

■ 日常生活圏域

市町村が、介護サービス等をきめ細かく提供するため、旧行政区単位、住民の生活形態、地域づくり活動の単位など地域の特性を踏まえ、市町村内をいくつかに分けて設定された身近な生活圏域のことをいいます。

■ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者等の判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行う事業です。

■ 認知症

脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度までに記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態です。

■ 認知症介護指導者

認知症介護の専門職員として、認知症介護実践者研修等について企画・立案に参画し、講師を務めるほか、介護専門職に対する人材育成や、認知症介護指導者自身が所属する事業所を中心とした地域の指導者としての役割も担う人です。

■ 認知症コールセンター

認知症高齢者やその家族からの認知症に関する相談窓口として、平成22年に県が設置した機関です。

6 用語の解説

■ 認知症高齢者

いったん獲得した知能が、後天的な脳の器質性の障害により、持続的かつ比較的短期間のうちに低下している状態の高齢者のことをいいます。

■ 認知症サポーター

認知症サポーター養成講座(認知症の住民講座)を受けた人のことで、講座を通じて認知症の正しい知識や接し方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人を応援します。

■ 認知症サポート医

地域において認知症に習熟した診療を行っている医師で、かかりつけ医への支援や助言を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となります。

■ 認知症疾患医療センター

認知症医療の中核的な機関として精神科を有する総合病院や精神病院に設置し、認知症疾患患者の専門医療相談、鑑別診断及び治療方針の選定等を行う専門施設です。

■ 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴えなどにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームをいいます。

■ 認知症施策推進5ヵ年計画(オレンジプラン)

病院・施設を中心とした認知症ケア施策を、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられる在宅中心へシフトすることを目指し、厚生労働省が公表した認知症施策の推進計画です。

■ 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)

認知症施策の推進計画「認知症施策推進5ヵ年計画(オレンジプラン)」に代わり、認知症施策を省庁横断的に取り組むこととした国家戦略で、厚生労働省が平成27年1月に公表しました。

■ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

比較的安定した認知症の状態にある要介護者が、共同生活を営む住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を受ける介護サービスです。

■ 認知症対応型サービス事業所

認知症対応型通所介護事業所・小規模多機能型居宅介護事業所・認知症対応型共同生活介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所のことをいいます。

■ (介護予防)認知症対応型通所介護

地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービス)の一つです。

要介護者(要支援者)であって認知症の状態にある人が、デイサービスセンター等に通い、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話(支援)及び機能訓練を受ける介護サービスです。

■ 認知症地域支援推進員

認知症の人が適切な支援が受けられるよう、認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う人です。

■ 認定調査員

要介護認定又は要支援認定を受けようとする被保険者を訪問し、その心身の状況、その置かれている環境等について調査する人です。

■ ノーマライゼーション

北欧から世界へ広まった障害福祉の最も重要な概念です。

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル(通常の状態)であるという考え方を指します。

は行

■ バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障害(バリア)となるものを除去することです。

建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強いものの、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられています。

■ 福祉用具貸与

居宅サービスの一つで、車椅子等の日常生活上の便宜を図る用具や、機能訓練のための用具の貸与を受ける介護サービスです。

要介護者(要支援者)であって、居宅において介護(支援)を受ける人に行われる日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与です。

■ 訪問介護(ホームヘルプサービス)

介護福祉士等が要介護者等の自宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話をを行う介護サービスです。

■ 訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所等の看護師が、自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助等を行う介護サービスです。

医療保険にも訪問看護はありますが、要介護認定者等については、特別な疾病の場合を除き、介護保険のサービスが優先されます。

■ 訪問看護ステーション

介護保険法に基づく訪問看護事業を行う病院・診療所以外の訪問看護事業所のことですが、健康保険法に基づき都道府県知事の指定を受ける医療保険適用の訪問看護を行う事業所も同じ名称で呼ばれています。

■ 訪問入浴介護

介護職員等が要介護者等の自宅を訪問し、浴槽搭載の入浴車等を使って入浴の介護を行う介護サービスです。

■ 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が自宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立援助のための理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行う介護サービスです。

や行

■ 夜間対応型訪問介護

要介護者等が在宅で24時間安心して生活できるよう、夜間において介護福祉士等による定期的な巡回訪問、または、通報による随時訪問が行われ、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話を受ける介護サービスです。

■ 有料老人ホーム

高齢者に食事の提供、介護又は日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする入居施設で、養護老人ホーム等の入所要件に該当しない高齢者や自らの選択によりニーズを満たそうとする高齢者のための施設です。

6 用語の解説

■ ユニットケア

特別養護老人ホームなどの施設に入所しても、できるだけ在宅に近い環境で、入居者一人ひとりの個性や生活のリズムを重視した介護(個別ケア)を実現するための手法です。

10程度の個室と共同生活室(リビング)を備えた単位(ユニット)において、顔なじみの介護スタッフによりサービスが提供されます。

■ 要介護者

市町村が行う要介護(要支援)認定において、加齢または加齢による疾病により、入浴、排泄、食事等、日常生活での基本的な動作について介護を要すると見込まれる状態にあるものとして、要介護1～5と認定された方をいいます。

■ 要介護(要支援)認定

市町村が、高齢者からの申請に基づき、その心身の状況を訪問調査するとともに、かかりつけ医(主治医)の意見を聞き、介護の必要の程度を要支援1～2及び要介護1～5の7段階の区分で認定します。

高齢者が介護保険の給付を受けるためには、この要介護(要支援)認定を受ける必要があります。

■ 養護老人ホーム

環境上の問題があり、かつ経済的に困窮している、自宅において生活することが困難な、原則として65歳以上の方が、市町村長の措置により入所する施設です。

■ 要支援者

市町村が行う要介護(要支援)認定において、加齢または加齢による疾病により、日常生活を営むために支障があると見込まれる要支援1及び2に認定された方をいいます。

ら行

■ 理学療法士

医師の指示の下に、理学療法を行う人です。

理学療法とは、身体に障害のある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいいます。

第7期秋田県介護保険事業支援計画

第8期秋田県老人福祉計画

平成30年3月

編集・発行	秋田県健康福祉部長寿社会課
住 所	〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1
電 話	018-860-1361
F A X	018-860-3867
E - mail	chouju@pref.akita.lg.jp

本冊子の内容は、秋田県のホームページにも掲載しております。

<http://www.pref.akita.lg.jp>